

地方税源の確保、充実と税収格差の是正について（中間取りまとめ）

平成19年7月4日

地方税制小委員会

これまでの議論を踏まえ、今後、次のような基本方針で検討を進めることとする。

1 国と地方の税源配分を1：1とすること

国・地方を通じた税制度全般の抜本的な見直しにあたっては、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し地方の自立性を高めるため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分を1：1とすべき。

2 税源移譲に伴う財政力格差拡大への対応・税源移譲と偏在是正の一体的な解決が必要

- (1) 基本方針2007では、税源偏在の是正方策として、地方税のあり方や国と地方の間の税目・税源配分(地方交付税財源を含む)の見直しなどの検討が盛り込まれているが、知事会は、地方分権の根幹に関わるこれらの課題を中央政府の検討に委ねるのではなく、その具体的な方策について自ら議論を深め、提示すべき。
- (2) 国と地方の税源配分を1：1とするため、6兆円規模の税源移譲が必要となるが、偏在性の少ない地方消費税や個人住民税の充実を図っても、格差の拡大が避けられないことから、税源移譲を現実的に推進するためには、これまで以上に偏在性の少ない地方税体系を構築することが必要不可欠。その際、移譲税源の一部を各自治体の共通財源と位置付け活用する新たな方策についての検討が重要。
- (3) また、地方税制の見直しのみでは、地方団体間の財政力格差を解消することは困難であることから、地方交付税の総額を確保し、その有する財政調整、財源保障機能の充実を図ることが必要不可欠。

3 今後の地方税制改革の検討の基本方向

(1) 地域偏在性の小さい地方消費税の充実

基幹税目である地方消費税は、景気動向による変動が少なく地域偏在性も小さいことから、地方消費税の充実に最優先で取り組むべき。

(2) 偏在性の少ない地方税体系の構築

地方消費税の充実、移譲税源の一部を各自治体の共通財源と位置付け活用する新たな方策の検討とあわせて、次のような事項について検討を進め、税源移譲と偏在是正の一体的実現を図るための具体的な方策を提示することが必要。その際、地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等について配慮が必要。

- ① 国税と地方税との税体系の見直し
- ② 地方交付税原資としての税目の見直し
- ③ 地方法人課税における分割基準のあり方
- ④ 地方消費税の清算基準のあり方

(3) 「ふるさと納税制度」の検討

納税者のふるさとに貢献したいとの意向を活かす税制上の方策については、上記(2)の検討と一体的に行う。

(4) 検討の時期

地方税制小委員会においては、秋の税制改正論議や地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめに間に合うよう、税源移譲や偏在是正の具体的な方策について検討を続ける。

「地方税源の確保、充実と税収格差の是正について」に関する資料

目 次

- | | | |
|---|-------------------------|------|
| 1 | これまでの経緯 | p 1 |
| 2 | 国・地方の税源配分について | p 4 |
| 3 | 税源移譲に伴う影響 | p 5 |
| 4 | 税源移譲と税収格差の是正に向けた今後の検討方向 | p 7 |
| 5 | ふるさと納税制度による影響額試算 | p 12 |

1 これまでの経緯

地方分権の推進に関する意見書
(平成18年6月7日 地方六団体)

2. 分権改革の税財政面での具体的方策

【提言3】

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

1. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。
2. 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税（地方交付税）に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の人口を大幅に拡大する。
 - (1) 消費税と地方消費税の割合を4：1から2.5：2.5にする。
 - (2) 所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乗せする。
3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。
4. これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とする。

「経済財政運営と構造改革の基本方針2007」に盛り込むべき事項
(抜粋)

平成19年5月29日
地方六団体

1 第二期地方分権改革について

(2) 目指すべき具体的な成果

- ① 消費税等の税源移譲などによる地方税源の充実強化
- 国税と地方税の税源配分をまずは5：5に
- 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

2 地方税源の充実強化と偏在是正について

近年、権限、ひと、仕事、情報、カネなどが中央に集中する一方で、多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行し、地域間の格差は拡大している。

このため、地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その際においては、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことが必要である。

そのため、まず地方消費税の充実に最優先で取り組むべきである。

あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在の是正のため次のような課題について、検討を進めていくことが必要である。

①国税と地方税との税体系のあり方②地方交付税原資としての税目のあり方③地方法人課税における分割基準のあり方④地方消費税の清算基準のあり方

なお、「ふるさと納税制度」の議論については、これらの課題の検討と一体的に行うべきである。

3 地方交付税の総額確保と機能堅持

国の財政再建のために地方交付税を削減することはあってはならず、昨年の「基本方針2006」において示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求めるとともに地方の財政需要を適切に反映するよう財源調整・財源保障の両機能を堅持することを求める。

〔平成 19 年 6 月 19 日
閣 議 決 定〕

第 3 章 21 世紀型行財政システムの構築

2. 税制改革の基本哲学

平成 19 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目前に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針 2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえることとする。

【実現すべき 6 つの柱】

（5）真の地方分権の確立

- ・ 財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。
- ・ 法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

8. 地方分権改革

【具体的手段】

（2）地方税財政改革の推進

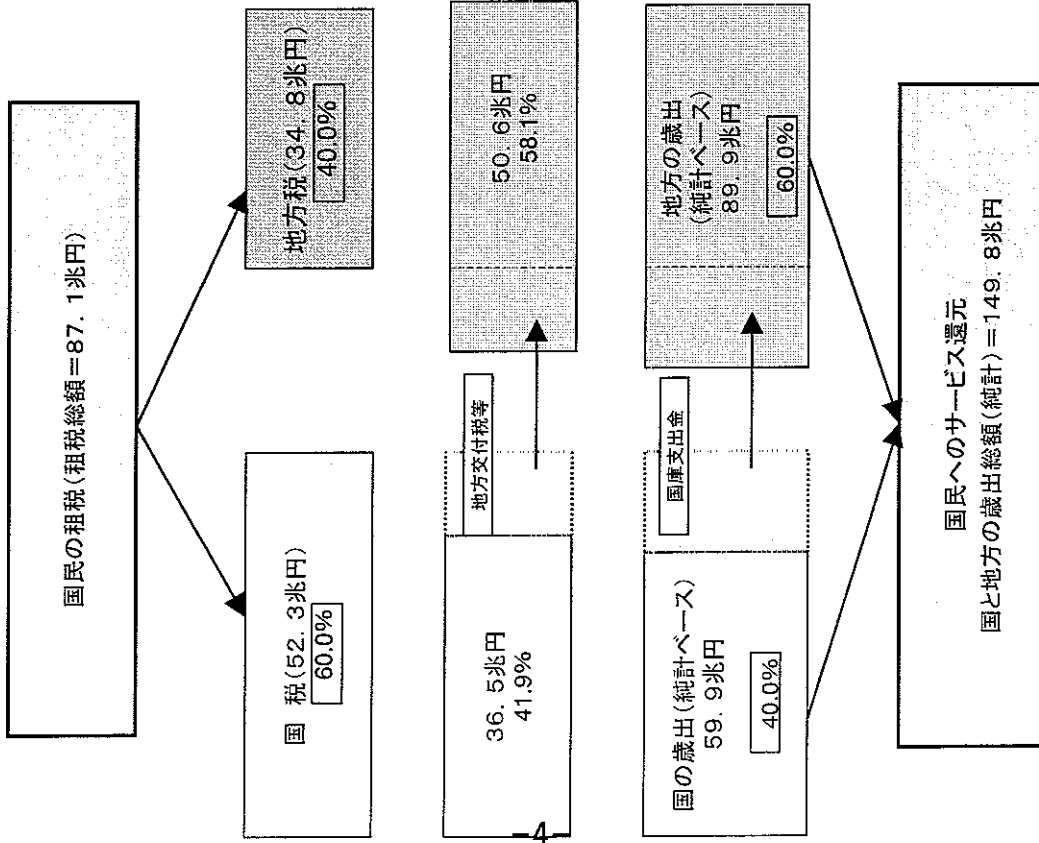
国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

（略）

また、「ふるさと」に対する納税者の貢献や、関わりの深い地域への応援が可能となる税制上の方策の実現に向け、検討する。

2. 国・地方の税源配分について

(17年度)



(注1) 国の歳出及び地方の歳出は平成16年度決算額である。

(注2) 現在精査中であり、異動する可能性がある。

国：地方

6 : 4

3兆円移譲
(個人住民税)

国と地方の税源配分
1:1を目指すには

19年度(予算)

国 税 55.1兆円 地方税 41.5兆円
57:43

さらに**6兆円規模の**
移譲が必要

(注) 平成19年度税収をベースに、税源移譲・定率減税廃止の影響が平年度化したものと仮定し、試算。

=基本的に同額の国庫補助
負担金の廃止が必要

4 : 6

<参考> 国庫補助負担金(都道府県分)

⇒ 約5.9兆円(H17決算)

- ・義務教育費国庫負担金 2兆 638億円
- ・生活保護費負担金 1,638億円
- ・児童保護費負担金 1,314億円
- ・普通建設事業費国庫補助負担金 2兆3,243億円
- ・その他 1兆2,439億円

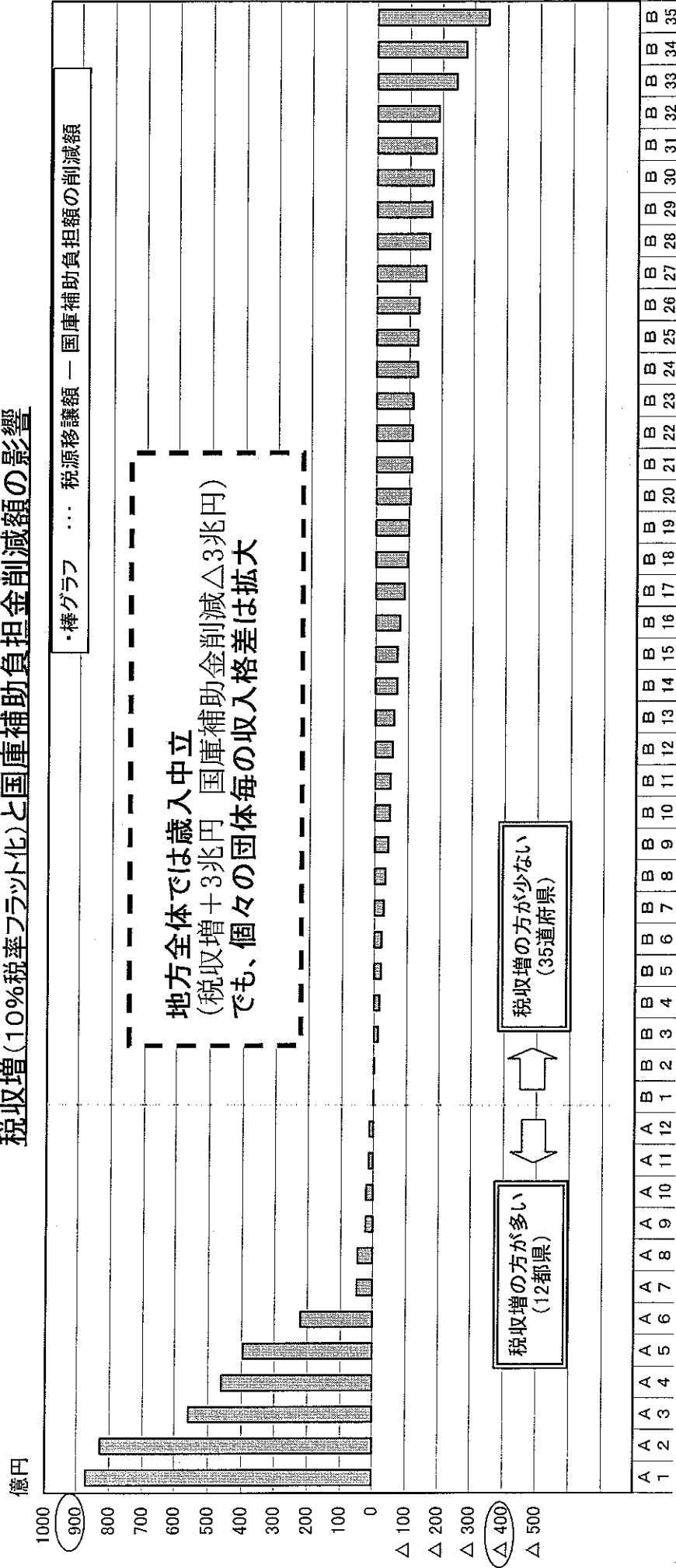
3 税源移譲に伴う影響

① 3兆円の税源移譲(個人住民税の10%税率フラット化)に伴う財政収支の格差拡大

《試算の前提》

- 税源移譲額は、①課税状況調査に基づく推計値(⑩年度の所得譲与税算定で用いた数値)
- 国庫補助負担額の削減額(都道府県分と市町村分を合わせたもの…3兆100億円)は、交付実績や交付税算定資料などを基にした推計値
〔義務教育費国庫負担金 約1兆3,000億円、国民健康保険 約6,800億円、公立保育所運営費 約1,700億円〕
〔児童扶養手当 約1,800億円、児童手当 約1,600億円、施設介護給付費 約1,300億円 など〕

税収増(10%税率フラット化)と国庫補助負担金削減額の影響

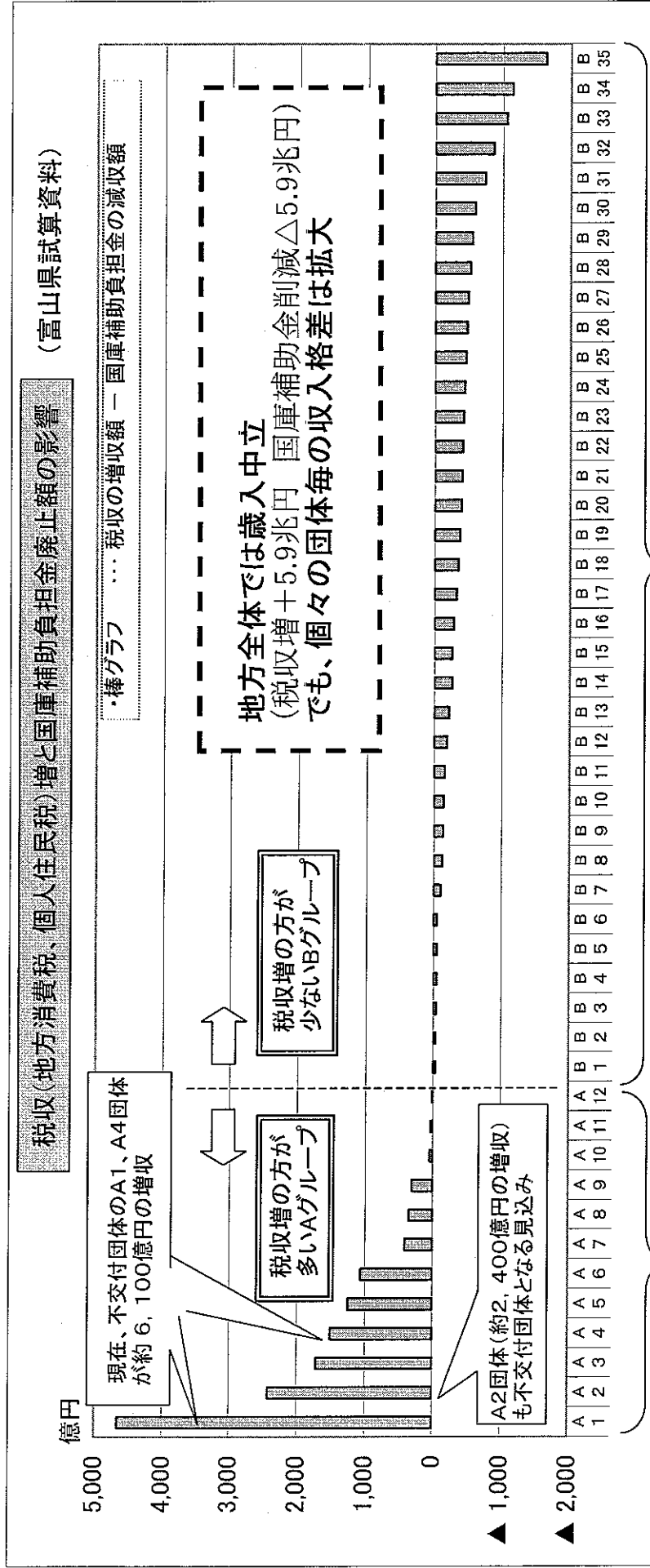


(富山県試算資料)

② 税込1:1を目指して、5.9兆円の税源移譲をした場合の影響額試算

《試算の前提》

- 税源移譲 = 5.9兆円(すべて都道府県分の収入と仮定)・・・地方消費税3.7兆円(1.4%分相当)、個人住民税2.2兆円(2%相当)
- 廃止または削減すべき国庫補助負担金 = 5.9兆円(都道府県関係の国庫補助負担金のほぼ全て)



○ 増収のトータル 1兆3,800億円

- ・不交付団体の増収 計 8,500億円
⇒ 交付税の減額による調整不可
- ・交付団体の増収 計 5,300億円
⇒ A3、A5～A12団体の収入増の合計

○ 減収のトータル 1兆3,800億円

増収増が、国庫補助負担金の廃止額を下回るB1～B35団体の減収 計=約1兆3,800億円

⇒ 地方交付税による調整、補てんが必要
しかし、A1～A12団体で不要となる交付税額は多くも約5,300億円にとどまる見込み
⇒ 留保財源率(現行25%)を0%としても、財源不足1兆3,800億円の過半(8,500億円分)は交付税で補てんできない。

税源移譲 第一期改革(3兆円)と第二期改革(5.9兆円と仮定)の影響額合計

(単位:億円)

都道府県名	第1期改革(3兆円移譲)の影響			第2期改革(5.9兆円の税源移譲と仮定)					影響額 (単純合計) A+B
	国庫補助金 の減少 a	税源移譲 b	差引 (b-a) A	国庫補助金 の減少 c	税源移譲 d	(税源移譲の内訳)		差引 (d-c) B	
						地方消費税 3.7兆円	個人住民税 2.2兆円		
A 1	2,355	3,184	828	3,908	8,565	5,193	3,372	4,656	5,485
A 2	1,614	2,486	871	1,883	4,311	2,245	2,065	2,427	3,299
A 3	2,138	1,965	△ 173	2,521	4,236	2,732	1,504	1,715	1,542
A 4	1,498	1,958	460	2,142	3,646	2,147	1,498	1,504	1,964
A 5	1,340	1,898	558	1,771	3,018	1,631	1,387	1,247	1,806
A 6	1,206	1,603	397	1,754	2,817	1,587	1,231	1,063	1,460
A 7	798	1,019	221	1,379	1,795	1,103	692	416	637
A 8	641	584	△ 58	878	1,232	793	439	354	296
A 9	1,371	1,274	△ 97	2,131	2,445	1,456	989	314	217
A 10	465	477	12	827	875	562	313	48	60
A 11	559	512	△ 47	959	995	650	345	36	△ 11
A 12	669	717	48	1,260	1,276	795	481	16	64
B 1	267	233	△ 34	493	455	301	154	△ 39	△ 73
B 2	488	511	23	950	908	568	340	△ 41	△ 18
B 3	1,230	1,049	△ 181	2,163	2,115	1,368	746	△ 49	△ 230
B 4	525	524	△ 1	1,063	1,013	684	329	△ 51	△ 52
B 5	296	346	50	624	573	340	233	△ 51	△ 1
B 6	462	460	△ 2	847	791	483	308	△ 56	△ 58
B 7	476	491	14	1,003	898	572	326	△ 106	△ 91
B 8	482	440	△ 42	941	814	525	288	△ 128	△ 169
B 9	270	291	21	636	496	314	181	△ 140	△ 119
B 10	721	692	△ 29	1,419	1,274	792	482	△ 145	△ 175
B 11	339	317	△ 22	715	556	306	250	△ 158	△ 181
B 12	309	292	△ 17	729	535	344	191	△ 194	△ 212
B 13	311	244	△ 68	713	496	346	149	△ 218	△ 285
B 14	228	205	△ 23	662	399	265	134	△ 263	△ 285
B 15	176	128	△ 49	521	255	176	78	△ 266	△ 315
B 16	242	167	△ 75	633	344	240	104	△ 289	△ 364
B 17	538	427	△ 112	1,171	849	584	264	△ 322	△ 434
B 18	416	289	△ 127	928	583	394	189	△ 345	△ 472
B 19	327	200	△ 126	769	399	262	137	△ 370	△ 496
B 20	213	200	△ 13	758	365	237	127	△ 393	△ 406
B 21	246	158	△ 88	730	329	221	108	△ 401	△ 490
B 22	262	152	△ 110	731	322	222	100	△ 409	△ 519
B 23	393	338	△ 55	1,055	632	412	220	△ 423	△ 478
B 24	530	340	△ 190	1,160	723	501	223	△ 436	△ 626
B 25	345	236	△ 109	944	488	336	153	△ 456	△ 565
B 26	393	263	△ 129	1,016	550	385	164	△ 466	△ 596
B 27	422	260	△ 162	1,048	561	396	165	△ 487	△ 649
B 28	311	205	△ 106	954	436	308	128	△ 518	△ 624
B 29	356	205	△ 151	976	431	300	131	△ 545	△ 696
B 30	226	158	△ 68	886	300	203	97	△ 586	△ 654
B 31	442	274	△ 168	1,317	579	400	179	△ 738	△ 906
B 32	622	521	△ 101	1,882	1,020	694	325	△ 862	△ 963
B 33	556	310	△ 246	1,729	670	468	202	△ 1,060	△ 1,305
B 34	476	199	△ 276	1,575	428	293	135	△ 1,146	△ 1,423
B 35	1,549	1,206	△ 343	4,118	2,477	1,674	802	△ 1,641	△ 1,984
合計	30,100	30,000		59,272	59,272	36,813	22,459		

県・市町村分の合計

県分のみで試算

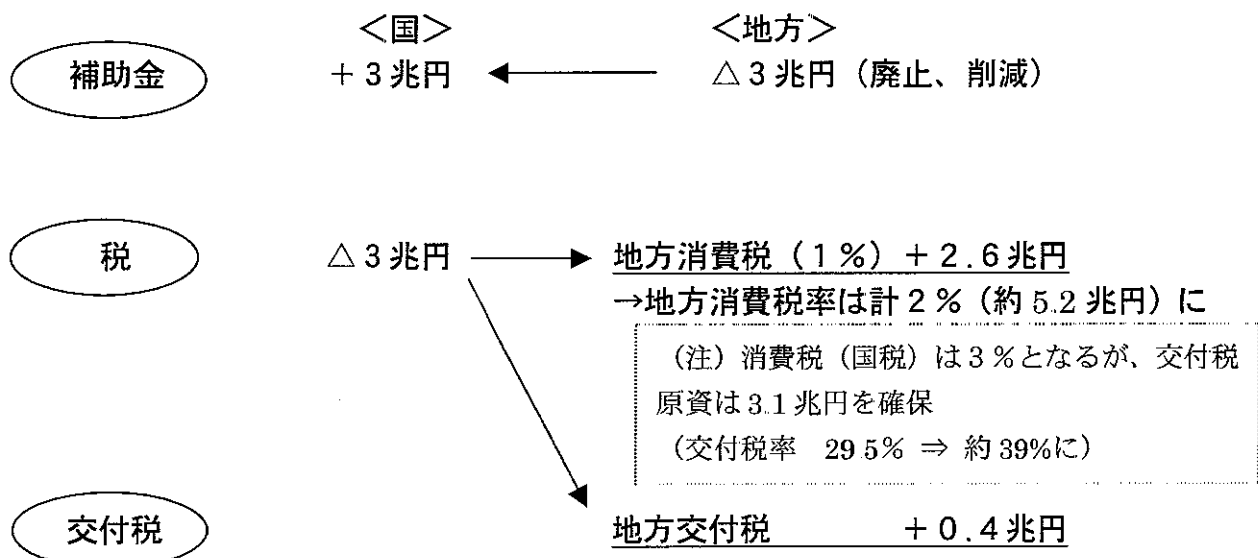
(富山県試算資料)

4 税源移譲と税収格差の是正に向けた今後の検討方向

(試算1) 国庫補助負担金の廃止・縮減の規模を3兆円とした場合

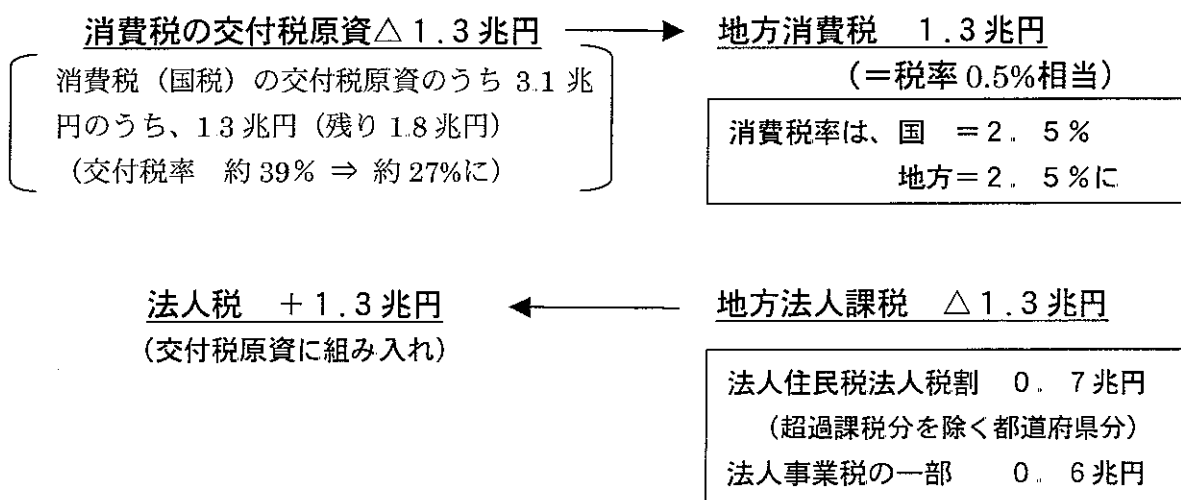
【前提】 都道府県への補助金（H17決算で5.9兆円）の1/2を廃止縮減
→ 具体的な補助金の特定はせずに、1/2の比率で減少したものとして試算

<税源移譲>



<偏在是正策>

(1) 税源交換による交付税原資の入替え（地方法人課税と消費税を交換）



(2) 地方交付税による調整

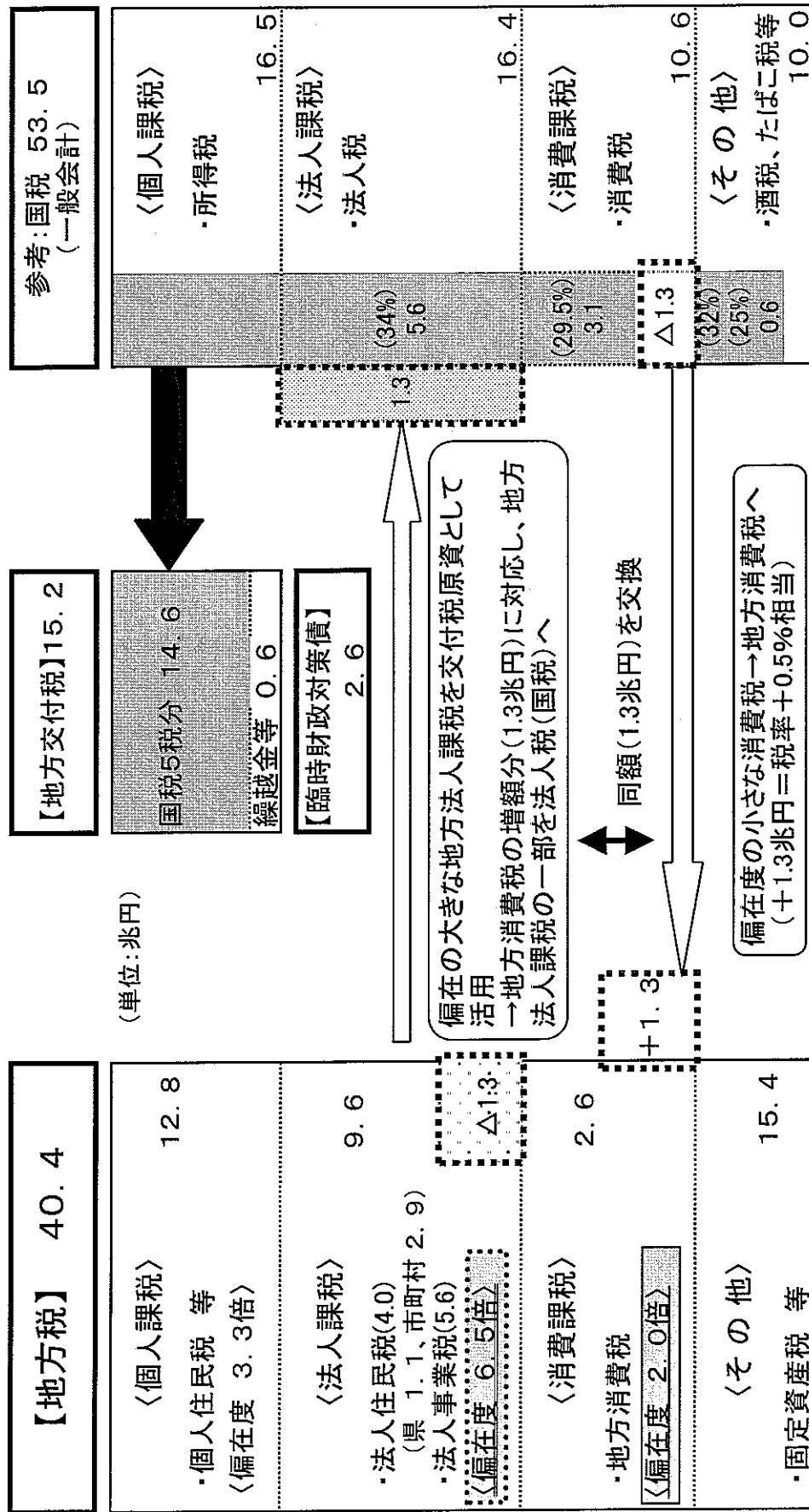
地方交付税 0.4兆円

国と地方の間の税目・税源配分のあり方(イメージ)

地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」(平成18年6月7日)

【提言3】地方税は地域偏在性が比較的小さい税目構成とし、地方共有税(地方交付税)の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成に

【見直し案】・消費税(国税)の地方交付税原資(3.1兆円)の一部(1.3兆円) ⇒ 地方消費税(税率=0.5%分で1.3兆円)に
 ・地方法人課税の一部(1.3兆円) ⇒ 法人税(国税)に(交付税原資として活用)



注: 国は⑯当初予算、地方は⑰地方財政計画(ただし、地方税の偏在度は⑱決算数値)による。
 (地方税の偏在度: 各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。)

(試算1) 3兆円規模の税源移譲の場合の想定例

3兆円規模の国庫補助金削減と
地方消費税への2.6兆円の税源移譲による影響

交付税原資の入替え
(地方法人課税と消費税で1.3兆円を入替え)

(単位:億円)

都道府県名	国庫補助金の減少 a	地方消費税 2.6兆円 b	差引 (b-a) A
A 1	1,978	3,668	1,690
A 2	953	1,586	633
A 3	1,276	1,929	653
A 4	1,084	1,517	433
A 5	896	1,152	256
A 6	888	1,121	233
A 7	698	779	81
A 8	444	560	115
A 9	1,079	1,028	△ 50
A 10	419	397	△ 22
A 11	485	459	△ 26
A 12	638	562	△ 76
B 1	250	213	△ 37
B 2	481	401	△ 79
B 3	1,095	966	△ 129
B 4	538	483	△ 55
B 5	316	240	△ 76
B 6	429	341	△ 88
B 7	508	404	△ 104
B 8	476	371	△ 106
B 9	322	222	△ 100
B 10	718	560	△ 159
B 11	362	216	△ 145
B 12	369	243	△ 126
B 13	361	244	△ 117
B 14	335	187	△ 148
B 15	264	125	△ 139
B 16	320	170	△ 151
B 17	593	413	△ 180
B 18	470	278	△ 191
B 19	389	185	△ 204
B 20	384	168	△ 216
B 21	369	156	△ 214
B 22	370	157	△ 213
B 23	534	291	△ 243
B 24	587	354	△ 233
B 25	478	237	△ 241
B 26	514	272	△ 242
B 27	531	280	△ 251
B 28	483	218	△ 265
B 29	494	212	△ 282
B 30	449	143	△ 305
B 31	667	283	△ 384
B 32	952	490	△ 462
B 33	875	331	△ 545
B 34	797	207	△ 590
B 35	2,084	1,183	△ 902
合計	30,000	26,000	

(単位:億円)

都道府県名	影響額	交付税原資 (1.3兆円) 入替え後 B
A 1	△ 1,577	113
A 2	54	687
A 3	△ 129	525
A 4	△ 381	52
A 5	125	381
A 6	120	353
A 7	△ 25	56
A 8	20	135
A 9	116	65
A 10	45	24
A 11	50	24
A 12	18	△ 57
B 1	18	△ 19
B 2	55	△ 25
B 3	75	△ 54
B 4	86	31
B 5	△ 4	△ 80
B 6	△ 20	△ 108
B 7	8	△ 96
B 8	△ 18	△ 123
B 9	21	△ 79
B 10	10	△ 149
B 11	43	△ 102
B 12	30	△ 96
B 13	56	△ 61
B 14	2	△ 146
B 15	29	△ 110
B 16	33	△ 118
B 17	56	△ 124
B 18	38	△ 153
B 19	37	△ 168
B 20	7	△ 208
B 21	8	△ 206
B 22	44	△ 169
B 23	8	△ 235
B 24	73	△ 160
B 25	35	△ 206
B 26	68	△ 174
B 27	82	△ 169
B 28	49	△ 216
B 29	49	△ 233
B 30	28	△ 277
B 31	80	△ 304
B 32	67	△ 395
B 33	74	△ 471
B 34	45	△ 545
B 35	294	△ 607

増収 12団体
2,446億円

○増収団体の交付税不要額
約2,000億円
+
○交付税の増額分 4,000億円
↓
合計6,000億円程度の
交付税を活用し減収を調整

減収 35団体
6,443億円

(注)国庫補助金は、各都道府県の国庫補助金総額(約5.9兆円=H17決算)を単純に1/2として試算したものの。

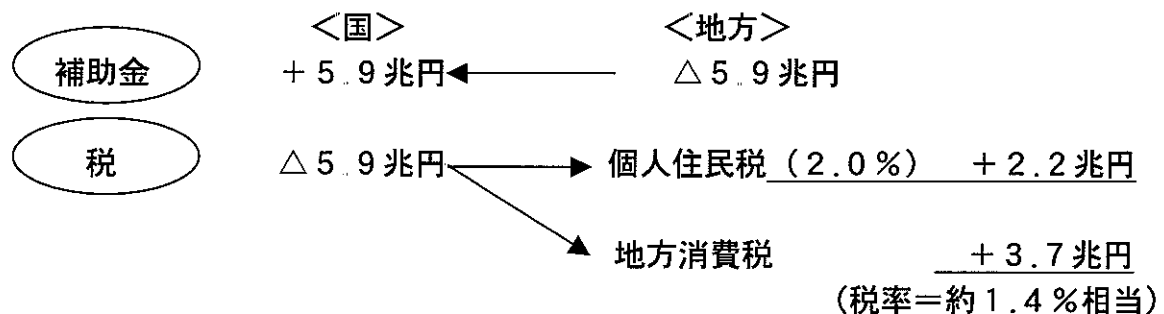
4 税源移譲と税収格差の是正に向けた今後の検討方向（追加）

(試算2) 国庫補助負担金の廃止・縮減の規模を6兆円とした場合

【前提】都道府県分の国庫補助負担金の全額（H17決算＝5.9兆円（協議資料9資料4P参照））を廃止・縮減

試算2-①

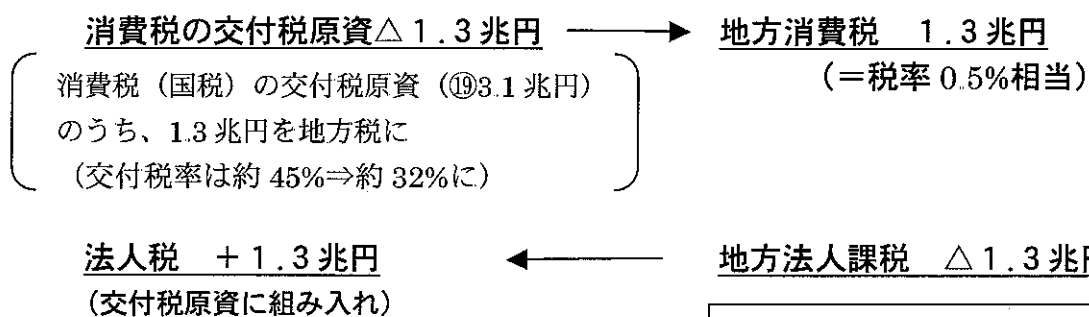
＜税源移譲＞ 偏在性の少ない個人住民税、地方消費税で移譲
（協議資料9 資料6Pと同様）



（注）国税である所得税、消費税はそれぞれ減額となるが、交付税原資については、従前の額を確保できるよう交付税率を引き上げる。（所得税の交付税率は32%⇒約37%に、消費税の交付税率は29.5%⇒約45%に）

＜偏在是正策＞

(1) 税源交換による交付税原資の入替え（地方法人課税と消費税を交換）



法人住民税法人税割	0.7兆円
（超過課税分を除く都道府県分）	
法人事業税の一部	0.6兆円

(2) 移譲税源の一部を、各自治体の共通財源と位置付け、再配分
個人住民税の増収分（+2%、2.2兆円）を人口9：面積1で再配分

※ ただし、(2)の税源の再配分については、受益に応じて負担するという地方税の原則との関係では異例な方式であり、今後、そのあり方について十分な検討が必要

(試算2-①) (1)税源交換
(2)移譲税源の再配分 に対応した場合

(単位:億円)

都道府県名	5.9兆円の税源移譲による影響		
	国庫補助金の減少 a	税源移譲 b	差引 (b-a) A
A 1	3,908	8,565	4,656
A 2	1,883	4,311	2,427
A 3	2,521	4,236	1,715
A 4	2,142	3,646	1,504
A 5	1,771	3,018	1,247
A 6	1,754	2,817	1,063
A 7	1,379	1,795	416
A 8	878	1,232	354
A 9	2,131	2,445	314
A 10	827	875	48
A 11	959	995	36
A 12	1,260	1,276	16
B 1	493	455	△ 39
B 2	950	908	△ 41
B 3	2,163	2,115	△ 49
B 4	1,063	1,013	△ 51
B 5	624	573	△ 51
B 6	847	791	△ 56
B 7	1,003	898	△ 106
B 8	941	814	△ 128
B 9	636	496	△ 140
B 10	1,419	1,274	△ 145
B 11	715	556	△ 158
B 12	729	535	△ 194
B 13	713	496	△ 218
B 14	662	399	△ 263
B 15	521	255	△ 266
B 16	633	344	△ 289
B 17	1,171	849	△ 322
B 18	928	583	△ 345
B 19	769	399	△ 370
B 20	758	365	△ 393
B 21	730	329	△ 401
B 22	731	322	△ 409
B 23	1,055	632	△ 423
B 24	1,160	723	△ 436
B 25	944	488	△ 456
B 26	1,016	550	△ 466
B 27	1,048	561	△ 487
B 28	954	436	△ 518
B 29	976	431	△ 545
B 30	886	300	△ 586
B 31	1,317	579	△ 738
B 32	1,882	1,020	△ 862
B 33	1,729	670	△ 1,060
B 34	1,575	428	△ 1,146
B 35	4,118	2,477	△ 1,641
合計	59,272	59,272	

<増収>
12団体
約1.4兆円

<減収>
35団体
約1.4兆円

交付税原資の入替
(地方法人課税と消費税で
1.3兆円を入替え)

影響額 B	交付税原資 (1.3兆円)入替え後 C=A+B
△ 1,577	3,079
54	2,481
△ 129	1,586
△ 381	1,123
125	1,372
120	1,183
△ 25	391
20	374
116	430
45	93
50	86
18	34
18	△ 21
55	14
75	26
86	35
△ 4	△ 55
△ 20	△ 76
8	△ 98
△ 18	△ 146
21	△ 119
10	△ 135
43	△ 115
30	△ 164
56	△ 162
2	△ 261
29	△ 237
33	△ 256
56	△ 266
38	△ 307
37	△ 333
7	△ 386
8	△ 393
44	△ 365
8	△ 415
73	△ 363
35	△ 421
68	△ 398
82	△ 405
49	△ 469
49	△ 496
28	△ 558
80	△ 658
67	△ 795
74	△ 986
45	△ 1,101
294	△ 1,347

<増収>
15団体
約1.2兆円

<減収>
32団体
約1.2兆円

個人住民税(2.2兆円)
共通財源化
(人口9割、面積1割で再配分)

影響額 D	個人住民税 (2.2兆円)共通財源化後 E=C+D
△ 1,370	1,710
△ 660	1,821
△ 98	1,488
△ 320	803
△ 249	1,123
△ 241	942
△ 46	345
7	381
△ 55	375
45	138
71	157
26	61
17	△ 4
57	71
82	108
99	134
9	△ 47
21	△ 55
31	△ 67
63	△ 82
20	△ 100
24	△ 111
△ 3	△ 117
20	△ 144
98	△ 64
32	△ 229
39	△ 198
47	△ 209
149	△ 118
77	△ 230
54	△ 279
27	△ 358
45	△ 348
68	△ 297
52	△ 362
113	△ 250
76	△ 345
146	△ 252
120	△ 285
122	△ 347
97	△ 399
60	△ 498
80	△ 578
134	△ 661
130	△ 856
94	△ 1,007
584	△ 762

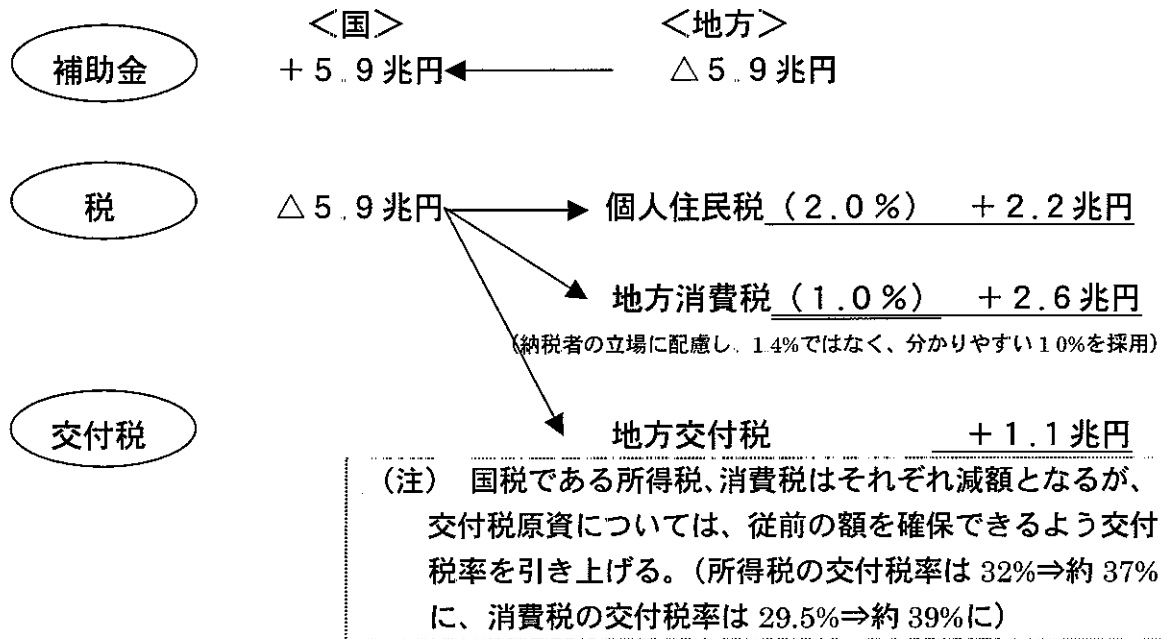
<増収>
15団体
約1.0兆円

<減収>
32団体
約1.0兆円

新たに税源移譲された個人住民税(2.2兆円)を人口、面積で再配分するという、税制としては異例の仕組みとしても減収を解決できない。

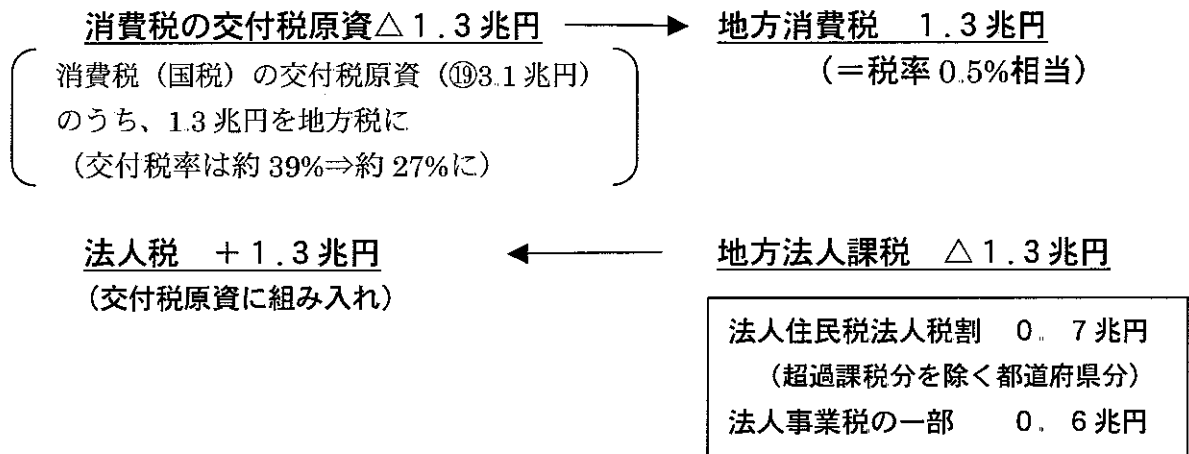
試算 2 - ②

- <税源移譲> ・ 偏在性の少ない個人住民税、地方消費税で移譲
 ・ 国庫補助負担金の廃止・縮減額の一部は地方交付税で措置



<偏在是正策>

(1) 税源交換による交付税原資の入替え (地方法人課税と消費税を交換)



(2) 地方交付税による調整

(1) によっても、調整できない減収に対しては、減収団体に対し地方交付税の増額分 (約 1.1 兆円) を配分することにより対応

【考え方】

税源移譲を進めつつも、納税者にとって分かりやすい税率を採用するとともに、元来、財政調整機能を持つ地方交付税の総額を確保していくことにより、自治体間の格差拡大を防止するべきではないか

(試算2-②) (1)税源交換
(2)地方交付税の増額 に対応した場合

5. 9兆円規模の国庫補助金削減と個人住民税への2.2兆円と地方消費税への2.6兆円の税源移譲による影響

交付税原資の入替え
(地方法人課税と消費税で1.3兆円を入替え)

(単位:億円)

(単位:億円)

都道府県名	国庫補助金の減少 a	個人住民税 2.2兆円 b	地方消費税 2.6兆円 c	差引 (c+b)-a A
A 1	3,908	3,372	3,668	3,131
A 2	1,883	2,065	1,586	1,768
A 3	2,521	1,504	1,929	912
A 4	2,142	1,498	1,517	873
A 5	1,771	1,387	1,152	768
A 6	1,754	1,231	1,121	597
A 7	1,379	692	779	92
A 8	878	439	560	121
A 9	2,131	989	1,028	△ 114
A 10	827	313	397	△ 117
A 11	959	345	459	△ 155
A 12	1,260	481	562	△ 218
B 1	493	154	213	△ 127
B 2	950	340	401	△ 208
B 3	2,163	746	966	△ 451
B 4	1,063	329	483	△ 252
B 5	624	233	240	△ 151
B 6	847	308	341	△ 197
B 7	1,003	326	404	△ 274
B 8	941	288	371	△ 282
B 9	636	181	222	△ 232
B 10	1,419	482	560	△ 378
B 11	715	250	216	△ 248
B 12	729	191	243	△ 296
B 13	713	149	244	△ 319
B 14	662	134	187	△ 341
B 15	521	78	125	△ 318
B 16	633	104	170	△ 359
B 17	1,171	264	413	△ 494
B 18	928	189	278	△ 461
B 19	769	137	185	△ 447
B 20	758	127	168	△ 463
B 21	730	108	156	△ 466
B 22	731	100	157	△ 474
B 23	1,055	220	291	△ 544
B 24	1,160	223	354	△ 583
B 25	944	153	237	△ 554
B 26	1,016	164	272	△ 579
B 27	1,048	165	280	△ 603
B 28	954	128	218	△ 608
B 29	976	131	212	△ 633
B 30	886	97	143	△ 646
B 31	1,317	179	283	△ 856
B 32	1,882	325	490	△ 1,066
B 33	1,729	202	331	△ 1,197
B 34	1,575	135	207	△ 1,232
B 35	4,118	802	1,183	△ 2,133
合計	59,272	22,459	26,000	△ 10,813

都道府県名	影響額	交付税原資 (1.3兆円) 入替え後 B
A 1	△ 1,577	1,554
A 2	54	1,822
A 3	△ 129	784
A 4	△ 381	493
A 5	125	893
A 6	120	717
A 7	△ 25	67
A 8	20	141
A 9	116	2
A 10	45	△ 72
A 11	50	△ 105
A 12	18	△ 199
B 1	18	△ 109
B 2	55	△ 154
B 3	75	△ 376
B 4	86	△ 166
B 5	△ 4	△ 155
B 6	△ 20	△ 218
B 7	8	△ 265
B 8	△ 18	△ 299
B 9	21	△ 212
B 10	10	△ 368
B 11	43	△ 205
B 12	30	△ 266
B 13	56	△ 264
B 14	2	△ 338
B 15	29	△ 289
B 16	33	△ 327
B 17	56	△ 438
B 18	38	△ 423
B 19	37	△ 410
B 20	7	△ 455
B 21	8	△ 458
B 22	44	△ 430
B 23	8	△ 536
B 24	73	△ 511
B 25	35	△ 519
B 26	68	△ 511
B 27	82	△ 522
B 28	49	△ 559
B 29	49	△ 584
B 30	28	△ 618
B 31	80	△ 776
B 32	67	△ 999
B 33	74	△ 1,123
B 34	45	△ 1,188
B 35	294	△ 1,838

増収 9団体 6,472億円
うち不交付団体分約3,000億円
交付団体分約3,400億円

○増収団体の交付税
不要額
約3,400億円
+
○交付税の増額分
1兆800億円
↓
合計
1兆4,200億円
程度の交付税を活用
し減収を調整

減収 38団体
1兆7,285億円

地方税制小委員会における今後の議論の進め方（試案）

全国知事会
地方分権推進特別委員会
地方税制小委員長
富山県知事 石井 隆一

- 1 現時点で、国と地方の税源配分 1 : 1 を目指すには、近年の国・地方の税収動向から、6 兆円規模の大幅な税源移譲が必要となると考えられる。
その際、国の関与を縮小し、地方の財政面での自主性・自立性を向上させるという地方分権の観点からは、税源移譲に結びつくよう、国庫補助負担金を廃止・縮減していくことが前提となる。
当面の国庫補助負担金改革の具体的な規模、内容については、今後、地方分権推進特別委員会の各プロジェクト・チーム（6 P T）における更なる検討を経て、全国知事会としての見解を取りまとめ、提示することとなるが、これを踏まえた政府の地方分権改革推進委員会等の議論も勘案しながら、更に税源移譲、税源偏在の是正方策について議論を深めることが必要である。
- 2 また、本年秋以降に予定されている税制改革の本格的な議論においては、政府の骨太方針において「消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む」とされており、その中で、「地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討」がなされることとなる。
したがって、全国知事会地方税制小委員会としては、上記 1 の検討と並行して、地方税の確保・充実、偏在是正についてどのように対応すべきかについて、引き続き、十分、検討する必要がある。
- 3 以上のような状況を踏まえ、地方税制小委員会においては、国庫補助負担金改革の論議、動向等も踏まえつつ、地方税の充実、税源偏在の是正方策について、引き続き、検討を進め、全国知事会としての適時適切な対応に資することとする。

（参考） 経済財政改革の基本方針 2007（抜粋）

第 3 章 21 世紀型行財政システムの構築

2. 税制改革の基本哲学

平成 19 年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。

- ・法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。

5 ふるさと納税制度による影響額試算

○ 個人住民税 (H17 決算額)

(単位：億円)

区分	道府県民税	市町村民税	合計
均等割	536	1,526	2,062
所得割	23,883	55,460	79,343
計	24,419	56,986	81,405

※H19 地財計画では、均等割 約 2,300 億円、所得割 約 119,000 億円

○ 出生地以外の場所に納税されている住民税額

(単位：億円)

納税場所	納税額
出生地	64,695
出生地以外	16,710
計	81,405

東京圏、名古屋圏、大阪圏
では、13,522 億円
(80.9%)

※圏域別に出生地と現住所地の関係を調査した「第5回(2001年)人口移動調査」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づいて推計

なお、この調査では、全国を11の圏域に区分して、調査されている。

○ 「ふるさと納税」額の試算

<試算①> 上記調査による現住所地以外の圏域出身者の全員が、納税額の1割を出生地の自治体に「ふるさと納税」した場合

$$\Rightarrow 16,710 \text{ 億円} \times 10\% = \underline{1,671 \text{ 億円}}$$

<試算②> 東京圏、名古屋圏、大阪圏に現住所地を有する住民で、当該圏域外出身者の全員が、出生地の自治体に納税額の1割を「ふるさと納税」した場合

$$\Rightarrow 13,522 \text{ 億円} \times 10\% = \underline{1,352 \text{ 億円}}$$

<試算③> 東京圏、名古屋圏、大阪圏に現住所地を有する住民で、当該圏域外出身者の住民の1/10が納税額の1割を「ふるさと納税」した場合

$$\Rightarrow 13,522 \text{ 億円} \times 1/10 \times 10\% = \underline{1,352 \text{ 億円}}$$

(富山県試算資料)